会 計 会社法

リースの注記、有報提出会社以外は不要

法務省、改正リース会計基準を踏まえ会社計算規則を改正

安⋯約

- ▶ 法務省、改正リース会計基準を踏まえ、会社計算規則を一部改正。 令和9年4月1日から適用。
- 新たなリースに関する注記は、有 価証券報告書提出会社以外の株式 会社は不要とする旨を明確化。

法務省は3月31日、会社計算規則の一部を改正する省令を公布した。企業会計基準委員会(ASBJ)が令和6年9月13日に公表した企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」等を踏まえたもの。定義規定について、「リース物件」を「使用権資産」に変更するなどしたほか、リースに関する注記すべき事項を定めている。

具体的には、①会計方針に関する情報 (借手のみ)、②リース特有の取引に関する 情報、③当該事業年度及び翌事業年度以降 のリースの金額を理解するための情報の注 記が求められる(なお、連結計算書類を作 成する株式会社は、個別注記表においては 会計方針に関する情報の注記を除き、不 要)。ただし、改正リース会計基準を適用し ない会社のリースに関しては、実務上の負 担を踏まえ、引き続き従前の注記を許容し ていることから、有価証券報告書提出会社 以外の株式会社については改正リース会計 基準による注記を要しない旨を明確化した。

また、ファイナンス・リースの借手であ

る株式会社がファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合の個別注記表は、従来と同様、リースの対象となる資産の全部又は一部に関して、①当該事業年度の末日における取得原価相当額、②当該事業年度の末日における減価償却累計額相当額、③当該事業年度の末日における未経過リース料相当額、④その他、リースの対象となる資産に係る重要な事項とされている。

改正会社計算規則は、リース会計基準と同様、令和9年4月1日以後に開始する連結会計年度等から適用されるが、令和7年4月1日以後に開始する連結会計年度等からの早期適用も認められる。

なお、経過措置として、適用初年度におけるリースに係る会計方針の変更については、「計算書類又は連結計算書類の主な項目に対する影響額」に代えて、①適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均、②加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース(ファイナンス・リースを除く)の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明を注記することができる。